明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方税法施行規則等の一部を改正する省令（総務八）　一

〔告　示〕
○特定社会基盤事業者を公示する件（金融庁一三）　二
○特定社会基盤事業者の指定を解除する件（同一四）　二
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（総務七二、七三）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務四六）　四
○保安林の指定をする件（農林水産三〇二～三〇九）　四
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通一五八）　五
○道路に関する件（関東地方整備局四七）　六
○都市計画に関する件（同四八～五六）　六
○都市計画に関する件（北陸地方整備局九、一〇）　七
○都市計画に関する件（中部地方整備局一一、一二）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局一四）　八
○道路に関する件（九州地方整備局二六）　八

〔国会事項〕
内閣　法務省　厚生労働省　最高裁判所　八

〔人事異動〕
〔官庁報告〕
官庁事項　九

関東地方整備局公示（関東地方整備局）　九
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（関東運輸局最低賃金公示二、四国同三）　九

〔公　告〕
諸事項
裁判所　一〇
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二三

省　令

○総務省令第八号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行に伴い、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三日

総務大臣　村上誠一郎

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の三の三第九項、第四条の三の二第二項第一号及び第七条の二の四第一項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第八条の三十八第一項第一号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第十条第九項第一号、第十二条の三の二第一号、第十六条の十八第一号、第二十四条の二十九の二第二項第一号及び第二十五条第七項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

附則第四条の七第十項中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

附則第七条の三第十一項第一号、第七条の四第十一項第一号、第二十三条第一項第一号ロ、第二十四条第十二項第一号イ及び第二十五条第一項第一号ロ中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第一号様式記載要領2、第一号の三様式備考5、第三号様式備考6、第五号の十四様式備考2(9)、第六号様式記載要領4、同様式（その2）記載要領4、同様式（その3）記載要領4、同様式別表一記載要領3、同様式別表一の二記載要領3、同様式別表一の三記載要領3、同様式別表五記載要領3、同様式別表五の二記載要領2、同様式別表五の二の二記載要領2、同様式別表五の二の三記載要領2、同様式別表五の三記載要領2、同様式別表五の四記載要領2、同様式別表五の五記載要領2、同様式別表十四記載要領2、第六号の二様式記載要領4、第六号